

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程

（令和三年六月十一日会規第百十六号）

（資格審査手続規程中一部改正）

第一条 資格審査手続規程（会規第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「又は弁護士法人」を、「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第二項中「事務所（弁護士法人）の下に」又は「弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「弁護士法人等」と総称する。）」を加え、「所属弁護士会（弁護士法人）」を「所属弁護士会（弁護士法人等）」に改め、同条第三項中「弁護士法人」を「弁護士法人等」に改める。

（弁護士等の業務広告に関する規程中一部改正）

第二条 弁護士等の業務広告に関する規程（会規第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「若しくは外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

（外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程中一部改正）

第三条 外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程（会規第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 共同法人に対し、刑事事件又は少年事件について、本人以外の弁護士選任権又は付添人選任権を有する者から請求があった場合

（弁護士法人規程中一部改正）

第四条 弁護士法人規程（会規第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 種類の変更に関する次に掲げる事項

イ 種類の変更の年月日

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる弁護士法人の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 種類の変更により弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）から弁護士法人となつた者 種類の変更前の共同法人に係る事項

(2) 種類の変更により弁護士法人から共同法人となつた者 種類の変更後の共同法人に係る事項

第五条第十一号ロ中「(1)又は(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同号ロ(2)中「存続する弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同号ロに次のように加える。

(3) 合併により弁護士法人から共同法人となつた者 合併後の共同法人に係る事項

第七条第一項中「弁護士法人は」の下に「、種類の変更」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（種類の変更の届出）

第七条の二 種類の変更により共同法人から弁護士法人となつた者は、種類の変更の日から二週間以内に、第五条第一号から第六号の二まで及び第十号の二に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

- 一 種類変更届出書
- 二 登記事項証明書
- 三 種類の変更前の共同法人に係る登記事項証明書
- 四 定款の写し

第十四条第一項中「含む。」の下に「又は第七条の二」を加える。

第二十一条第二項中「成立の日の属する月とし」の下に「、種類の変更の年にあつては種類の変更の日の属する月とし」を加え、同条第三項中「成立の日とし」の下に「、種類の変更の年にあつては種類の変更の日とし」を加

える。

(多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程中一部改正)
第五条 多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程(会規第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)」に改め、「弁護士法」の下に「(昭和二十四年法律第二百五号。外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)において準用する場合を含む。)」を加える。

第三条第一項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人若しくは共同法人」に改める。

(綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程中一部改正)

第六条 綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程(会規第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、弁護士」を「、綱紀委員会並びに弁護士」に改め、「弁護士法人」の下に「(弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。))から種類の変更により弁護士法人となった者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十五条の二中「外国法事務弁護士法人」の下に「及び共同法人」を、「この場合において」の下に「、外国法事務弁護士法人については」を加える。

第十七条第一項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二項中「弁護士法人が」を「弁護士法人又は共同法人が」に改め、「当該弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第四項中「弁護士法人にあつては」を「弁護士法人又は共同法人にあつては」に改め、「一弁護士法人」の下に「又は一共同法人」を加え、「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第六項中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

(綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程中一部改正)

第七条 綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程(会規第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、弁護士」を「、綱紀審査会並びに弁護士」に改め、「弁護士法人」の下に「(弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。))から種類の変更により弁護士法人となった者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十二条の二中「外国法事務弁護士法人」の下に「及び共同法人」を、「この場合において」の下に「、外国法事務弁護士法人については」を加える。

第十四条第一項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二項中「弁護士法人が」を「弁護士法人又は共同法人が」に改め、「当該弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第四項中「弁護士法人にあつては」を「弁護士法人又は共同法人にあつては」に改め、「一弁護士法人」の下に「又は一共同法人」を加え、「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第六項中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

(懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程中一部改正)

第八条 懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程(会規第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、弁護士」を「、懲戒委員会並びに弁護士」に改め、「弁護士法人」の下に「(弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。))から種類の変更により弁護士法人となった者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十四条の二中「外国法事務弁護士法人」の下に「及び共同法人」を、「この場合において」の下に「、外国法事務弁護士法人については」を加える。

第十六条第一項中「又は弁護士法人」を、「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二項中「弁護士法人が」を「弁護士法人又は共同法人が」に改め、「当該弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第四項中「弁護士法人にあつては」を「弁護士法人又は共同法人にあつては」に改め、「一弁護士法人」の下に「又は一共同法人」を加え、「又は弁護士法人」を、「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第六項中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第六十六条第二項第七号中「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改める。

(弁護士会の懲戒の通知に関する規程中一部改正)

第九条 弁護士会の懲戒の通知に関する規程(会規第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「。以下同じ」を削る。

(弁護士職務基本規程中一部改正)

第十条 弁護士職務基本規程(会規第七十号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「又は弁護士法人」を、「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)」に改める。

第四十条の見出し中「弁護士」を「弁護士等」に改め、同条中「又は弁護士法人」を、「、弁護士法人又は共同法人」に改める。

第四十一条の見出し中「受任弁護士間」を「受任弁護士等の間」に改め、同条中「又は弁護士法人」を、「、弁護士法人又は共同法人」に改める。

第五十条中「及び外国法事務弁護士法人」を、「、外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改める。

第五十五条中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第六十条中「所属弁護士が」の下に「この規程を」、「所属外国法事務弁護士が」の下に「外国法事務弁護士等職務基本規程(会規第百号)」を加え、「外国法事務弁護士職務基本規程(会規第百号)」を「外国法事務弁護士等職務基本規程」に改める。

第六十一条中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、「使用人である外国法事務弁護士」を「社員又は使用人である外国法事務弁護士」に、「外国法事務弁護士職務基本規程」を「外国法事務弁護士等職務基本規程」に改める。

第六十二条中「弁護士法人」の下に「、共同法人」を、「社員等又は」の下に「社員若しくは」を加える。

第六十三条中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第六十四条第二項中「使用人である外国法事務弁護士」を「社員又は使用人である外国法事務弁護士」に、「外国法事務弁護士職務基本規程」を「外国法事務弁護士職務基本規程」に改める。

第六十八条の二の表第六十二条の部中「その弁護士法人」を「その弁護士法人、共同法人」に、「使用人である外国法事務弁護士」を「社員若しくは使用人である外国法事務弁護士」に改め、同表第六十三条の部中「その弁護士法人」を「その弁護士法人又は共同法人」に改め、同表第六十四条第一項の部中「外国法事務弁護士職務基本規程」を「外国法事務弁護士等職務基本規程」に改め、同表第六十四条第二項の部中「使用人である外国法事務弁護士」を「社員又は使用人である外国法事務弁護士」に、「外国法事務弁護士職務基本規程」を「外国法事務弁護士等職務基本規程」に改める。

第七十条中「及び外国法事務弁護士法人」を、「、外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改める。

第七十八条中「弁護士法」の下に「、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第

六十六号)」を加える。

(法律事務所等の名称等に関する規程中一部改正)

第十一条 法律事務所等の名称等に関する規程(会規第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)」を加え、同条第四号中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改め、「一の弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第五号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第二条第十五号」を「第二条第十九号」に改める。

第三条第二項中「前項の規定は」の下に「、社員等」を加え、「弁護士法人又は」を削る。

第七条中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

第九条の二中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第十条の二第一項各号列記以外の部分中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改め、同項第一号中「又は当該外国法事務弁護士法人の使用人となる」を「当該外国法事務弁護士法人の使用人となり、又は当該共同法人の社員等となる」に改め、同条第二項中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

第二十条第三項中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

(懲戒処分歴の開示に関する規程中一部改正)

第十二条 懲戒処分歴の開示に関する規程(会規第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「懲戒処分歴」という」を「法人の種類の変更があった場合においては、種類の変更前の外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)」が受けた懲戒の処分に関する履歴を含む。以下「懲戒処分歴」という」に改める。

第三条第一項中「弁護士等に対してした懲戒の処分」の下に「(法人の種類の変更があった場合においては、種類の変更前の外国法事務弁護士法人又は共同法人に対してした懲戒の処分を含む。)」を加え、同項第四号中「公表されたもの」の下に「(法人の種類の変更があった場合においては、種類の変更前の外国法事務弁護士法人又は共同法人に関して相当する規定により本会又は弁護士会において公表されたものを含む。)」を加える。

第四条第四号中「その旨」の下に「(外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。))第九十五条において準用する法第五十九条に規定する審査請求又は外国弁護士法律事務取扱法第二百一条第一項の規定による取消しの訴えが係属中の場合は、その旨を含む。)」を加え、同条第五号中「その旨」の下に「(法人の種類の変更があった場合において種類の変更前の外国法事務弁護士法人又は共同法人が効力の停止の決定を受けたときは、その旨を含む。)」を加える。

第七条中「取り消された場合」の下に「(外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する法第五十九条に規定する審査請求について本会が懲戒処分を取り消し、若しくは変更する旨の裁決をした場合又は外国弁護士法律事務取扱法第二百一条第一項の規定による取消しの訴えの判決の確定により懲戒の処分が取り消された場合を含む。)」を加える。

(債務整理事件処理の規律を定める規程中一部改正)

第十三条 債務整理事件処理の規律を定める規程(会規第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「弁護士(弁護士法人を含む。第七条を除き、以下同じ。)」を「弁護士等」に、「批判がある」を「批判を受けた」に改め、「法律事務処理に関して弁護士」の下に「(弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。))を含む。第七条を除き、以下同じ。)」を加える。

第三条第一項及び第四条第三項中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第七条第一項中「又は弁護士法人」を、「弁護士法人又は共同法人」に、「弁護士法人にあつては当該弁護士法人」を「弁護士法人又は共同法人」に改め、「第三十条の十四」の下に「(外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第八十条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「及び弁護士法人」を、「弁護士法人及び共同法人」に改め、同条第三項中「又は弁護士法人」を、「弁護士法人又は共同法人」に改める。

第十条第一項中「第二条」の下に「又は外国法事務弁護士等の報酬に関する規程(会規第六十九号)第二条」を加える。

(外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く。))の整備に関する規程中一部改正)

第十四条 外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く。))の整備に関する規程(会規第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「成立の日」の下に「、種類の変更の年にあつては種類の変更の日」を加え、「施行日の属する月」を「施行日の属する月、弁護士法人の成立の年にあつては成立の日の属する月、種類の変更の年にあつては種類の変更の日の属する月、合併の年にあつては合併の日の属する月の翌月」に改める。

(依頼者見舞金制度に関する規程中一部改正)

第十五条 依頼者見舞金制度に関する規程(会規第三百三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第四号中「当時所属していた弁護士法人」の下に「(対象行為後に法人の種類の変更があつた場合においては、種類の変更後の外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。))を含む。次条第二項第四号及び第六条第一項第二号を除き、以下同じ。)」を加える。

第五条第四項第二号中「発せられている場合」の下に「(対象行為後に法人の種類の変更があつた場合において、種類の変更後の外国法事務弁護士法人又は共同法人に関して相当する規定による通知が発せられたとき、又は既に発せられているときを含む。)」を加え、同項第四号中「されている場合」の下に「(対象行為後に法人の種類の変更があつた場合において、種類の変更後の外国法事務弁護士法人又は共同法人に関して相当する規定による事前公表がされたとき、又は既にされているときを含む。)」を加える。

附則第二項を次のように改める。

2 第八条第一項第五号の理事会で定める額は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る依頼者見舞金制度に関する規程(会規第一百四号)第八条第一項第五号の理事会で定める額と合算して一億円を超えない額を目安とする。

附則

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。